

弁護士報酬の敗訴者負担！？Q&A

2002年11月

日本弁護士連合会

会員・一般向けパンフレット原稿

「弁護士報酬の敗訴者負担」とは、民事裁判で負けた者に、勝った者の弁護士報酬を支払わせるというものです。

いま、内閣に設置された司法制度改革推進本部で、この制度の導入が検討されています。

しかし、「弁護士報酬の敗訴者負担」の制度が導入されれば、一般市民を裁判からしめだすことになってしまいます。

日本弁護士連合会は、市民を裁判からしめだす「弁護士報酬の敗訴者負担」の導入に強く反対しています。

※弁護士報酬とは？

弁護士がその職務について依頼者から受ける対価で、着手金と報酬金の二本立になっています。事件を依頼する段階で一部を着手金（請求額のおよそ5%）として支払い、事件が終った段階で、成功の程度に応じて報酬（依頼者が得た利得のおよそ10%）を支払うのが一般的です。

なお、裁判では、弁護士報酬のほかに裁判所に納める手数料などの「訴訟費用」も必要です。「訴訟費用」は裁判で負けた方の負担とされていますが、現在はそのなかに「弁護士報酬」は含まれていません。

Q1 現在は、誰が弁護士報酬を負担することになっていますか？

現在は、裁判の勝ち負けに関係なく自分が依頼した弁護士の報酬は自分で負担することになっています。裁判に負けたからといって相手方の弁護士報酬まで負担するということはありません。

なお、現在でも、交通事故、医療過誤、公害被害、悪徳商法被害など、相手方の不法行為による損害の賠償を求める裁判では、判決で、被害者が勝ったときは弁護士報酬の一部を損害と認めて加害者に支払わせていますが、被害者が負けたからといって相手方の弁護士報酬を支払う必要はありません。

Q 2 なぜ、日弁連は「弁護士報酬の敗訴者負担」に反対しているのですか？

「敗訴者負担」が取り入れられると、市民が裁判を利用しにくくなるからです。

裁判の結果を前もって予測することは困難です。そもそも、裁判になるのは双方に言い分があつてのことです。それぞれの言い分を聞き全ての証拠をみるまでは確定的な判断をしにくいというえ、事件によっては裁判官の判断にも幅があります。そのため、裁判の結果を見通すことはむずかしいのです。

このため、「敗訴者負担」になれば、多くの人は負けたときの負担を考えて、裁判を起こすことや訴えられた裁判で争うことをあきらめ、泣き寝入りをしたり、不本意な解決を押しつけられることになりかねません。

とくに、消費者訴訟、労働訴訟、行政訴訟、公害・環境訴訟、医療訴訟、株主代表訴訟、憲法訴訟などでは、市民や消費者が勝訴することは容易でないため、裁判を起こしにくくなるでしょう。しかし、敗訴しても、こうした裁判に何度もチャレンジして、これまで認められなかった権利を認めさせ、行政の運用を変え、法律を改正させてきました。「敗訴者負担」が導入されると、このようなチャンスを失わせることにもなってしまいます。

敗訴者負担のもつこうした弊害から、負担させる額を「弁護士報酬の一部」にすればよいのではないかとの意見があります。しかし、たとえ一部であっても裁判の利用を抑制する効果があることは変わりませんし、将来、負担額が拡大される恐れもあります。

Q 3 なぜ、「弁護士報酬の敗訴者負担」が導入されようとしているのですか？

司法制度改革審議会は、2001年6月の意見書で、「弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも……訴訟を利用しやすくする見地から」敗訴者負担を導入すべきとしています。

しかしながら、ごく少額の紛争の場合を除けば、裁判で勝っても相手方から弁護士報酬を回収できないために裁判を思いとどまることは、ほとんど考えられません。

実は、以前にも「敗訴者負担」の制度を導入することが議論されたことがありました。そのときは訴訟の提起や上訴を抑制することが目的とされていました。実際、裁判の数が日本よりはるかに多いヨーロッパ諸国では、「敗訴者負担」が裁判件数を抑制するための手段の一つになっています。

今後、日本でも、国民の権利意識の高まりなどから、市民の裁判利用の傾向は高まるでしょう。今回また、「敗訴者負担」を取り入れようとしている目的は、裁判の数を抑制し、裁判件数を減らすことにあるのではないのでしょうか。

Q 4 「弁護士報酬の敗訴者負担」になると、どうなるのでしょうか？

「敗訴者負担」になると、一般市民や中小企業者などは、裁判を起こすことや、起こされた裁判で争うことをためらうことになります。

潤沢な資金を持つ大企業や国などにとっては、相手方の弁護士報酬を負担することはたいしたことではないでしょう。しかし、普通の市民や中小企業は、負けたときに相手方の弁護士報酬まで払わなければならないとなると、その負担感で裁判をあきらめてしまうことになるでしょう。

Q 5 弁護士報酬を敗訴者に負担させる方が公平との意見もありますが？

裁判とは、双方に言い分があって起こるものです。

言い分を裏付ける証拠が十分でなければ、裁判に負けることになります。例えば、日本の制度では被害者が証明する責任を負っており、証拠や情報が国や行政機関、大企業などに偏在しているのですが、証拠を提出させる制度が不十分です。しかも、市民や中小企業者は資力が乏しいため、十分に証拠を集めることがむずかしいのが実情です。

また、法律の解釈や適用が裁判官によって異なることも少なくありません。第一審の結果が控訴審で取り消されることもあります。

このように、裁判では、「勝つべき者が必ず勝つ」とは限らないのです。

公平とは、当事者の実情をよくみて実質的に公平を考えるべきで、裁判に負けたという結果によって、相手方の弁護士報酬を負担させるのが公平とは言えません。

そもそも、自分の権利や利益は自分で守り、実現すべきものです。また、裁判とは争いのある紛争を法的に解決する場であり、弁護士報酬は、自らの権利や利益を実現し、紛争を解決するための必要経費（コスト）と考えられます。そうした費用を自ら負担することは何ら不公平でも、不合理でもありません。

Q 6 不当な裁判提起や応訴を防止するためには、「弁護士報酬の敗訴者負担」が必要という意見がありますが、どうですか？

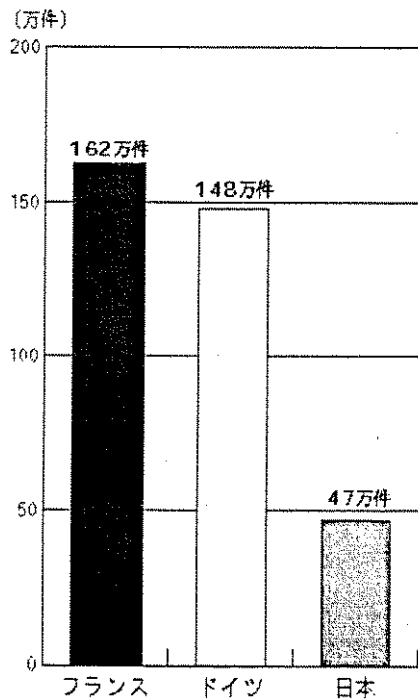
現状でも、判例で、根拠がないのに不当に裁判を起こしたり不当に争ったりする場合には、勝訴した側の弁護士報酬の一部を敗訴した側に負担させています。裁判制度を悪用したような場合には現在の制度で対応することができます。

諸外国に比べ、わが国ではまだ裁判の件数が非常に少ないのが実情です。敗訴者負担制度を導入して、裁判の利用を抑制する必要はありません。

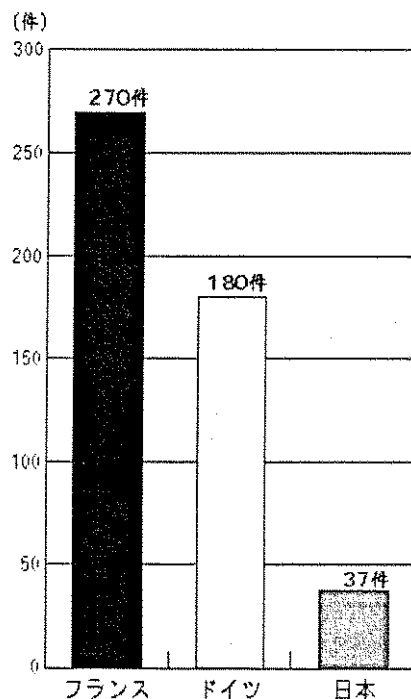
日本とフランス・ドイツとの訴訟件数比較

2000年

第一審(地裁・簡裁)の訴訟件数



人口一人当たりの第一審訴訟件数



Q7 諸外国では、どうなっていますか？

アメリカは、わが国と同じ「各自負担」を基本としています。

ドイツやイギリスは、「敗訴者負担」を基本していますが、例外も設けられています。

フランスでは、衡平と当事者の経済的事情を考慮して裁判所が決めるとされています。このように、国によってさまざまです。

しかも、敗訴者負担に関連する諸制度も、国によって異なります。

ドイツなどでは、自分の弁護士の報酬だけでなく、負けた場合の相手方の弁護士報酬分までカバーされる権利保護保険が広く普及していますし、国民の半分近くが法律扶助を利用でき、しかも扶助を受けた人が返還しなくてもよい給付制が基本となっています。ちなみに、日本の法律扶助は、額もケタ違いに少ない上、利用者が返還義務を負う立替制です。フランスでも法律扶助が大変充実しています。

また、ドイツなどでは法律で市民に情報請求権を認めたり、消費者団体に消費者に代わって損害賠償請求の訴権を認めるなど、消費者被害の救済の制度も充実しています。

このように市民が裁判を利用しやすい環境があるため、ドイツやフランスなどでは敗訴者負担の弊害が緩和されています。

また、ドイツやフランスなどでは裁判所が紛争解決の場として市民に身近な存在であり、国民一人当たりで比較して裁判の件数がわが国より数倍も多いのです。(Q6参照)

法律扶助制度の比較表

	日 本	ドイ ツ	フ ラ ンス	イ ギ リ ス
年 間 事 業 費	30億円	363億円	182億円	1800億円
扶助を受けることができる人の範囲	20%	50%	50%	50%
年間扶助件数	3万件	35万件	33万件	36万件

(法律扶助協会事務局調べ)

Q 8 司法改革で、訴訟を利用しやすくするために、いま、本当に必要なことは何でしょうか？

司法制度改革審議会意見書は、市民が利用者として容易に司法にアクセスできるように司法改革をすべきだとしています。しかし、「弁護士報酬の敗訴者負担」制度は、市民が裁判を利用しにくくするものですから、司法改革の理念と目的に反します。

市民が裁判を利用しやすくするために、いま、本当に必要なことは、①法律扶助制度を格段に充実させて、多くの市民が費用の心配をせずに裁判を利用できるようにすること、②証拠や情報が国や行政機関、大企業などに偏在している実態に即して、立証責任を被害者から証拠を持つ側に転換したり、証拠を裁判に提出させるための手続を充実させること、③裁判が増えるのに対応して、裁判官の増員など裁判所の人的・物的設備を拡充することです。

さらに、例えばアメリカでは、国や地方自治体を相手とする公益に関する裁判では、市民が国などに勝った場合にだけ、勝った市民側の弁護士報酬を相手方に支払わせる制度（「片面的敗訴者負担制度」）がとられています。わが国でも、市民が裁判を利用しやすくするためには、このような制度を取り入れるべきでしょう。

※片面的敗訴者負担制度とは？

たとえば、公益に関する訴訟で原告が勝訴した場合だけ、勝訴した原告に、その弁護士報酬の一部を相手方から回収させる制度。

①アメリカ……多くの公益訴訟で、連邦法や州法に片面的負担制度が盛り込まれている。

また、「司法への平等なアクセス法」では、一定の経済規模以下の企業、私人が、国を相手とする訴訟でこの制度を取り入れている。

②オランダ……行政訴訟について、市民が勝訴した場合は、その弁護士報酬の一部を回収できるが、敗訴しても国の弁護士報酬を負担させられないことが明文で規定されている（行政法第8章第75条）。

③フランス……民訴法第700条で、衡平と当事者の経済的事実を考慮して弁護士報酬の負担を裁判所が決定するとされている。その運用を見ると、行政訴訟など国を相手にする訴訟の市民の側、労働事件における労働者の側、消費者金融の借主の側などは、勝訴すればその弁護士報酬の一部を回収できるが、敗訴しても相手方の弁護士報酬を負担させられていない。